

## 事業名：1. 白井市シティプロモーション基本方針策定事業

委員氏名		総合評価点		100点		75点		102点		78点		79点		98点		93点		91点		99点		平均	
評価	実施した市民参加の取組	15	H28.2.15～3.15 市民アンケートの実施 H28.2.15～8.22 フォトコンテスト(その他の手法)の実施 H28.2.25～3.15 高校生アンケートの実施	15		15		15		15		15		15		15		15		15		15.0	
	選択した市民参加の手法	5	H28.7.8～7.10 市民・市外住民アンケート調査を実施 H28.12.1～12.14 パブリックコメントの募集	5		4		3		3		4		4		5		5		4		4.1	
	意見の取り合い公開方法	5		5		3		5		3		4		4		5		5		3		4.0	
	市民参加の取組み・積極性	5		5		4		5		2		3		5		5		5		3		4.0	
	合計	20		20		16		20		17		16		19		17		18		20		18.1	
パブリックコメント(意見公募)募集	基準	10	1.H28.12.1～12.14 パブリックコメント募集(14日間) 郵便、FAX、メール、各センター回収箱、担当課窓口で受付 2.案案、目的・案内、意見書を提供 3.担当課窓口、市HP、情報公開コーナー、各センター、図書館で資料提供 4.広報しるい(H28.12.1)、市HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口で事前周知 5.2人から8件の意見 H28.12.27 情報公開コーナー、市HP、図書館、担当課窓口で結果について公表	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	水準	10		9		10		10		10		10		10		10		10		10		9.8	
	水準	10		7		10		7		7		7		9		7		8		10		8.3	
	合計	20		20		16		20		17		16		19		17		18		20		18.1	
	合計	20		20		16		20		17		16		19		17		18		20		18.1	
アンケート調査実施	基準	10	(市民アンケート) H28.2.15～3.15 アンケート調査を実施 1.事前周知は無し 2.対象者への郵便で調査(30日間) 3.市内全域の15～49歳の市民を対象に実施 4.3,000件発送、883件回収(回収率29.4%) 5.H28.6.17 アンケート結果を情報公開コーナー、市HP、図書館、担当課窓口で公表	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	水準	10		9		6		8		8		6		8		10		10		10		8.3	
	水準	10	(高校生アンケート) H28.2.25～H28.3.15 アンケート調査を実施 1.事前周知は無し 2.白井高校教師から生徒へ直接配布・回収(18日間) 3.白井高校の生徒1・2年生 4.480件発送、432件回収(回収率90%) 5.H28.6.17 アンケート結果を情報公開コーナー、市HP、図書館、担当課窓口で公表	水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準	
	合計	20		18		11		16		16		11		14		15		18		20		15.4	
	合計	20		18		11		16		16		11		14		15		18		20		15.4	
ワークショップ	基準	10	1.H28.5.21～9.10 シティプロモーション市民座談会を開催(全3回) 保健福祉センターで土日に非公開で開催 2.出席者へ資料を配布 3.参加者は15～49歳の市民に限定 4.広報しるい(H28.4.15)、市HP、情報公開コーナー、担当課窓口、対象者が集まる場所でチラシ配布にて事前周知 5.開催記録は要点訳を公表 情報公開コーナー、市HP、図書館、担当課窓口で公表 提出された意見はアイデアをいただくことを目的としているため取り扱いは未公表	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	水準	10		9		7		10		8		10		10		9		9		8		8.6	
	水準	10		8		4		10		5		6		9		5		8		8		7.0	
	合計	20		17		11		20		13		13		19		14		17		16		15.6	
	合計	20		17		11		20		13		13		19		14		17		16		15.6	
その他の方法	基準	10	1.H28.2.15～8.22 フォトコンテストin白井を実施 対象写真を募集 H28.9.10 第3回ワークショップにて投票を実施 2.市民 3.応募資格、応募テーマ、募集期間、応募要件、賞品等を市民へ事前周知 4.広報しるい(H28.2.15)、市HP、情報公開コーナー、各センター、担当課窓口で広報 4.入賞作品を含め、応募作品を庁舎内に展示したため会議録等の公表は無し 5.白井市の魅力を再発見するとともに市の情報発信に活用するための写真を募集し、選定した。 シティプロモーション市民座談会の参加者で投票を行い、最優秀賞1作品、優秀賞3作品、入選5作品を選定した。	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	水準	10		6		4		8		4		6		8		8		4		8		6.2	
	水準	10		9		7		10		5		8		10		9		10		10		8.1	
	合計	20		15		11		18		9		14		18		17		18		18		14.3	
	合計	20		15		11		18		9		14		18		17		18		18		14.3	

## 事業名：2. 白井市公共施設総合管理計画策定事業

委員氏名		総合評価点		88点		56点		86点		59点		60点		60点		59点		75点		71点		平均	
評価		第5次総合計画の「行政経営指針」により、今後の財政を踏まえた総合管理計画の策定は重要である。未来の社会・経済状況を踏まえ利用する多くの市民の意見を反映しつつ策定する必要がある。		専門家の視点で議論する理由で公募委員は0名であるが、毎回審議会での傍聴者が多い。市民の関心が高いのではないか。資格or経験等の条件付きで公募してもよいと思う。		建築や土木といった専門性を必要とする公募には、名称の通り公募はしない、例えば市民の中でその専門的な知識のありそうな方を入れる等も踏まえて、市民参加の手法に入るのかも含めて検討する必要があるのではないか。審議会とパブリックコメントの事前周知に図書館が含まれていない。3点セットの必須義務を取り入れてほしい。		白井市行政経営有識者会議には、名称の通り公募はしない、例えば市民の中でその専門的な知識のありそうな方を入れる等も踏まえて、市民参加の手法に入るのかも含めて検討する必要があるのではないか。審議会とパブリックコメントの事前周知に図書館が含まれていない。3点セットの必須義務を取り入れてほしい。		公募委員がおらず、パブコメも4人からの意見のみ。アンケートが実施はされているが、現役世代の回答が少ない。「広報しろい」などによる事前周知が不足だったのではないかと。審議会の傍聴者は各回10名以上と市民の関心は高い。アンケートの自由回答欄にも40名以上の記載がある。意見交換会・タウンミーティングなど、直接市民からの意見聴取の機会を設けるべきだったと考える。策定された総合管理計画に、子供向けの「マンガ概要版」まであるのは評価したいが、むしろ「大人向けの概要版」の方が優先順位は先。		受益者として審議会に入ること必要なのではないかと。市民への周知も条例基準以下である。		・専門家だけの有識者会議は、市民参加の手法とは言い難い。 ・「白井市行政経営指針策定会議」と委員、開催日時、出席者、審議会内容が重複しているのではないかと。 ・上記会議の委員は、行財政の運営に企業経営的な面から考察する手法に長けた専門家であると思われるが、施設・設備の特性、メンテナンスの効果的効率的維持管理の手法、将来の保全維持管理技術の進歩・技術革新等に精通している者であるとは言い難いのではないかと、むしろ市内には上記委員以上に造詣の深い者も居ると思う。その意味で公募委員を含めた会議を設置するべきであったと思う。		審議会は、公募委員のいない有識者5名によるもの(経営指針作成と併任)で、本計画は全12回の会議中で3回。平日の夜間開催で、傍聴は40人と多く、パブリックコメントも2週間という短い期間ながらもアクセスは76件、意見も4人から13件寄せられ、うち6件もの意見が採用され、案の修正が図られるなど、市民参加の実が上がっている。アンケートは公表まで3ヶ月以上かかっており、やや遅い感がある。		専門性が高いとは謂えども公募委員の参加も望ましいのでは、と思います。				66.0	
	評価項目	配点	実施状況		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	
	実施した市民参加の取組	15	H27.9.8～H30.9 白井市行政経営有識者会議の設置 H28.5.10～5.27 アンケート調査の実施 H29.2.15～2.28 パブリックコメントの実施		15		15		15		15		15		15		10		15		15		14.4
	選択した市民参加の手法	5			4		2		5		3		3		2		3		4		4		3.3
	意見の取り扱い・公開方法	5			4		3		5		2		3		3		5		5		4		3.8
市民参加の取組の取組・積極性	5			4		2		5		2		3		2		5		4		4		3.4	
審議会の開催	基準	公募委員募集はなし 理由: 専門家の視点で議論をするため 1. 委員5名のうち市民公募委員はなし 2. 市民公募無しのため、応募数無し 委員の男女比は男性4名、女性1名 3. 会議は3回開催(平日夜)、全て公開で実施 4. 会議は市HP、情報公開コーナーで事前周知 5. 会議録は逐語訳を情報公開コーナー、市HP、図書館、担当課窓口で公開		基準	公募枠を設ける(傍聴者もなし!)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	10			5		7		10		7		7		5		5		7		5		6.4	
	水準			水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準	
	10			5		6		10		3		3		6		3		6		5		5.2	
	合計			合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	11.7
20			10		13		20		10		10		11		8		13		10		11.7		
パブリックコメント(意見公募)募集	基準	1.H29.2.15～2.28 パブリックコメント募集(14日間) 郵便、FAX、メール、各センター回収箱、担当課窓口で受付 2. 素案、概要、目的・案内、意見書を提供 3. 担当課窓口、市HP、情報公開コーナー、各センター、図書館で資料提供 4. 広報しろい(H29.2.15)、市HP、情報公開コーナーで事前周知 5. 4人から13件の意見 H29.3. 市HPで結果について公表		基準	結果公表は広く行う。	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	10			8		5		8		8		8		8		10		10		10		8.3	
	水準			水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準	
	10			7		5		8		6		5		6		6		9		10		6.9	
	合計			合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	15.2
20			15		10		16		14		13		14		16		19		20		15.2		
アンケート調査の実施	基準	H28.5.10～5.27 市民アンケート調査を実施 1. 市HPで事前周知 2. 個別郵送で調査(18日間) 3. 市内全域18歳以上の市民1,000人を無作為抽出し実施 4. 計1,000件、373件回収(回収率37.3%) 5. H28.9.5 アンケート結果を市HP及び内容を計画内で公表		基準	結果公表は広く行う。	基準	もう少し高い年齢層を的にしたほうが回収率が上がったのではないか。	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	10			8		6		10		8		7		8		8		7		8		7.8	
	水準			水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準	
	10			8		5		10		5		6		5		4		7		7		6.3	
	合計			合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	14.1
20			16		11		20		13		13		13		12		15		14		14.1		

## 事業名：3. 白井市行政経営指針策定事業

委員氏名										
総合評価		コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	
評価		第5次総合計画の行政分野の基本となる行政経営指針の策定は最も重要なものである。専門家の意見はもとより、納税者である市民の理解も十分に得つつ、また、市民の意見を反映する必要がある。	現時点で市民参加を行っていないことは致し方なし。今後具体的に実施していく計画には市民参加の予定ありの記載があるのでそれに期待する。	市民である公認会計士、財務・会計などを担当した元行政職員など募集条件をつければ市民の参加は得られるのではないかと。また、会議録を公開するだけでなく、市民説明会などを開催するなどの工夫をしてほしい。	会議の回数については、定期的に行われており、しかも傍聴数が多いので、市民の関心の高いものであることがわかる。行政経営という視点のため公募委員がいないと思われるが、会議の周知場所については基準の図書館を満たしてもらいたい。	本事業は専門性が高いとはいえ、市民にとって「これからの白井の行政をどうするか」は非常に関心があること。しかし審議会は専門家だけで構成され、市民の意見は反映されなかった。平日夜間開催の審議会に、毎回多数の市民が傍聴した。直接、意見聴取する機会を設けるべきだったと考える。市民参加の手法が採られることなく、事業終了となってしまったのは納得できない。	2の公共施設等総合管理計画策定事業同様、市民が審議会に入っていないのこの場に出てくるのは会議や会議録を公開しているからだろうかだとすると、どれだけ見学者や閲覧回数が増えるか大事になってくると思う。	・行財政の運営にかかわる会議であり、学識有識者による会議は止むを得ないと思うが、市内在住の者にも専門的知識を有する者が居ると思うので、当該会議を設置する前に、公募委員を募集し、応募者ゼロを確認した上で、有識者会議に切り替えても良かったのではないかと。 ・27年4月に事業を開始して以来、1年以上も過ぎた時点(1回～8回)でもガイダンス的なことをやっている。事務局の事前説明の不足か、委員方の白井市の財政事情や行政施策の現状などについての理解不足と云うことなのか。 ・会議回数の多い割には、本来検討審議すべき内容が少ない。会議の名称を準備委員会として公募市民も加えて改組しても良いのではないかと。 ・当該会議の委員である沼尾教授の著書によれば、行政経営とは「行政の効率化・活性化を意図し民間企業で行われている経営理念、手法等を行政現場に応用しようとする発想」であるとしている。白井市の財政の逼迫化を考えると、それも行財政の運営の一視点と云えるが、行政には民間企業のような効率化、経済性と云った企業経営的概念に当てはまらない非生産性、被経済性の弱者救済のセーフティネットに関わる行政も存在する。当該会議にも広範な意見を取り入れて検討審議する必要がある。その意味で有識者だけの会議である必要はなく、審議検討の結果について広く市民の合意形成を図る意味でも公募委員を含む会議とすべきではなかったか。 ・専門家だけの有識者会議は、市民参加の会議とは言い難い。	審議会は2の事業との併任だが、本来的な任務はこの経営指針策定事業。関心が高く審議会の傍聴は229人にのぼる中、なぜパブリックコメントその他の市民参加手法を採用しなかったのか。専門家委員への遠慮、忖度か。また、重要な行政運営の指針として位置づけと思われるが(策定後に大規模なシンポジウム開催など)、この指針の位置づけが不明。議会への報告や政策会議にはからないなど。評価の対象外だが、指針の内容には参加した専門家の意見が色濃く反映されているなど(補完性の原理の強調など)違和感も否めないもので、市民の意見はきくべきだったのでは。	会議の傍聴者が多く、この事業への関心度の高さが伺えました。
評価項目	実施状況	コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	コメント	
平成28年度に実施した市民参加の手法	H27.9～H30.9 白井市行政経営有識者会議の設置	市民の意見を反映するためにほかの市民参加の手法を実施することが必要である。								
審議会の設置	公募委員募集はなし 理由：専門家の視点で議論をするため 1.委員5名のうち市民公募委員はなし 2.市民公募無しのため、応募数無し 委員の男女比は男性4名、女性1名 3.会議は12回開催(主に平日夜)、全て公開で実施 4.会議は市HP、情報公開コーナーで事前周知 5.会議録は逐語訳を情報公開コーナー、市HP、図書館、担当課窓口で公開	公募枠を設ける(傍聴者も多い。)				1. 公募枠を設けない理由に納得性がない。専門性が高いが市民にも有資格者はいる。 3. 回数は多く、平日夜間開催のため傍聴者も多数 4. 図書館での事前周知がない 事業の内容からしてセンターなどでも周知すべき 8. 公表は条例が求める基準通り HPでは各回ごとに資料、逐語録などまとめられているが 12回の議論の経過を知ろうとすると大変な労力がある 重要な事柄であり、議論の経過をわかりやく一覧化する要あり。	市民の傍聴者数が多いのは関心の高さを感ずる。	・当該会議の目的一つに、「白井市公共施設等総合管理計画策定」があると示されている。当該会議の第9回、11回～12回会議は、開催日時、出席状況、会議のテーマ・審議内容、傍聴者数が同一であり、上記会議と重複しているのではないかと。 ・上記会議と当該会議の委員が同一人物であると仮定すると当該会議の委員は、施設、設備の維持、管理、保全、運営にも専門的知識を有する者としても委嘱されているはずである。であれば、当該会議の所掌範疇として審議できるはずである。であるならば、上記会議は、当該会議の一部として位置づけし、上記会議を廃しても良いのではないかと。 ・毎回の会議で傍聴者の多いのは、市民の関心が高い証左、検討結果で厳しい問題点の指摘や方向性が出ると予想されることを考えると結果について市民の合意形成を図る意味でも、市民(公募委員)が入った通常の委員会として運営した方が良かったのではないかと。 ・議事録に発言者の氏名を記載していることは専門家が専門知識に基づいての発言であり妥当と言える。		







事業名：7. 白井市教育大綱策定事業

委員氏名		総合評価点		△	46点	△	42点	△	48点	△	39点	△	40点	△	44点	△	42点	△	38点	○	55点	43.8	
評価		関係法令に基づく教育大綱の策定は、地域の教育・芸術及び文化の振興に関する施策であり、多くの市民に関係することから、できる限り市民の声を直接反映させるための手法に取り組む必要がある。		法律で定められているため公募委員の名は致し方ないと云える。パブリックコメントもなく、内輪だけの事業と思える。義務教育の子供の世帯の興味関心がないことが危惧される。		法律によって本事業の構成委員は定められているものの、市民に原案を提示し意見交換会やアンケートなどの市民参加は可能である。もう少し市民の意見を聴く機会をつくるべきではないか。		教育大綱策定に公募委員が含まれていないので、教員OB等を含めたことを今後考えてはどうかと思う。パブリックコメントはよくできており、結果公表に図書館が含まれていないのが残念である。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の四の5には総合教育会議は…関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことができる。」「特に広く市民の意見を反映させる必要のある事業」と市民参加実施状況調査票にあるのだから、市民の意見を聴く工夫が必要だった。(市民からのヒアリングの場を設けるなど。) 審議会は日中開催のため、傍聴者も少なかった。唯一の市民からの意見聴取の手段であったパブコメも回答0人。期間を長く取れなかった。エ (例えば流山市ではパブコメ期間1か月を取り回答者12人となっている。) 結果的に市民の意見を何ら反映させることなく、教育大綱が策定された。		情報提供場所に図書館を利用してほしい		・法律に基づき設置されている総合教育委員会であり、公募委員や市民が参加していないことは理解できるが、当該委員会と並行して説明会、公聴会、意見交換会などを実施して、市民の意見、意向が委員会の審議に反映できる途を講ずる必要があったのではないかと考える。・教育委員だけで構成されている当該委員会は、市民参加の会議とは認められない。		そもそも本事業も、市民参加を実施した評価対象事業と言えるのだろうか。審議会の市長と教育長・教育委員の当で職で、会議も大綱自体も形だけのもので、パブリックコメント(5月の連休挟む18日)もアリバイ的に映るし、アクセスも7件のみで、市民も意見の出しようがなく応募ゼロ。		審議会の構成委員が定められているため公募委員の募集無しの上、パブリックコメントに意見0件に、市民参加の他の方法の検討有無					
	評価項目	配点	実施状況		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	
	実施した市民参加の数	15	H27.6.26～H28.5.30 白井市総合教育会議 H28.4.15～H28.5.2 パブリックコメントの募集		10		10		10		10		10		10		5		7		10		9.1
	選択した市民参加の手法	5			4		3		2		3		2		2		3		2		4		2.8
	意見の取り扱い・公開方法	5			3		2		2		2		2		2		3		1		3		2.2
市民参加の取り組み・積極性	5			3		1		2		2		2		3		3		1		3		2.2	
審議会の設置	基準	公募委員募集 一なし 公募無しの理由 →地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項の規定により、総合教育会議の構成委員は定められているため。		基準	傍聴者が限定される 事前周知・結果公表は広く行う	基準		基準		基準		基準	2. 3回目の会議でもう教育大綱案が出されている。 委員の都合は分かるがせめてこの時ぐらいいは夜間または休日にするべきではないか 4. 事前周知が図書館、担当課窓口でなし。 5. 結果公表が図書館でなし。 公表方法について 特に見やすくする工夫もない	基準	会議の時間が他と比べ短いところから報告で終わっていないか	基準		基準		基準		基準	
	10			6		8		6		3		7		7		10		6		8		6.8	
	水準	1.委員6名の内市民公募委員なし 2.市民公募無しのため、応募数なし 3.会議は4回開催(平日日中)、全て公開で実施 4.会議は市HP.情報公開コーナーで事前周知 5.会議録は要点訳で情報公開コーナー、市HPで公開		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準	
	10			3		8		6		2		2		2		3		4		7		4.2	
	合計			合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	11.0
20			9		16		12		5		9		10		13		10		15				
パブリックコメント(意見公募)募集	基準	1.H28.4.15～5.2 パブリックコメント募集(18日間) 郵便、FAX、メール、各センター回収箱、担当課窓口で受付 2.素案、概要、目的・案内、意見書を提供 3.担当課窓口、市HP、各センター、情報公開コーナー、各センター、図書館で資料提供 4.広報しろい(H28.4.15)、市HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口、メール配信で事前周知 5.0人から0件の意見 H29.5.30 情報公開コーナー、市HPで結果について公表		基準		基準		基準		基準		基準	1.パブコメ期間が18日間。 回答も0 5. 結果公表が図書館でなし。 各センターで資料提供されていたのに公表されていない	基準	意見を求めるために期間・周知方法を努力していることは評価できる。	基準	・コメントが無かったのは、教育大綱について市民に馴染みが薄い上、さらに素案の策定過程が市民に十分に知らせておらず、市民が大綱素案について理解しきれなかったためではないか。 ・パブリックコメントの募集は、行政(教育委員会)側が民意の反映にも留意している姿勢を示すためにが形式的に実施したに過ぎないのではないか。	基準		基準		基準	
	10			9		5		10		9		9		9		10		9		10		8.9	
	水準			水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準	
	10			8		5		10		8		6		8		5		8		10		7.6	
	合計			合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	16.4
20			17		10		20		17		15		17		15		17		20				